

高知県社会福祉法人経営者協議会 理事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第9条第2項に基づく理事の選任について定めるものとする。

(選任)

第2条 理事は、会則第8条に規定する定数について、次の各号から選出し、総会において選任する。

2 理事の選出区分は、次のとおりとし、社会福祉法人の理事を選出する。ただし、(7)においては会員を選出する。

- (1) 高知県老人福祉施設協議会から推薦された社会福祉法人 3名以内
- (2) 高知県身体障害者(児)施設協会から推薦された社会福祉法人 3名以内
- (3) 高知県知的障害者福祉協会から推薦された社会福祉法人 3名以内
- (4) 高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会から推薦された社会福祉法人 1名以内
- (5) 高知県児童養護施設協議会から推薦された社会福祉法人 2名以内
- (6) 高知県保育所経営管理協議会から推薦された社会福祉法人 1名以内
- (7) 高知県社会福祉法人経営青年会 2名以内
- (8) 理事会の推薦を得た者 2名以内

(補充)

第3条 理事に欠員が生じた場合の補充は、会則第9条第2項の規定にかかわらず、その理事が選出されていた選出区分から、理事会において選任し、総会に報告する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成7年6月23日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成22年5月7日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成25年5月16日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成29年6月7日から施行する。

附 則

この一部改正規程は令和2年6月11日から施行する。